

平成26年度「夏の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱

1 目的

夏の時期は、レジャー等により交通流・量が変化することに加え、日中の暑さを避けて朝夕に活動する高齢者や夏休みに屋外で活動する子どもが増加するとともに、暑さによるストレスや疲労等により、気の緩みが生じやすい季節であることなどから、交通事故の多発が懸念される。

この運動は、このような夏特有の情勢を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 運動期間

平成26年7月15日（火）から7月24日（木）までの10日間

7月15日「交通安全意識を高める日」運動初日

毎月15日「高齢者交通安全の日」

毎月15日「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」

3 スローガン

やさしさと 笑顔で走る 兵庫の道

4 推進テーマ

みんなでつくる 通学路の交通安全

思いやる 気持ちで守る 高齢者

5 主唱

兵庫県交通安全対策委員会

6 運動重点

子どもとその保護者及び高齢者に対する交通安全の取組を強化するとともに、自転車の安全利用の推進、後を絶たない飲酒運転の根絶及び交通事故被害軽減対策の実施など、県民の交通安全意識を高め、交通事故死傷者数の更なる減少を図るため、次の重点を定める。

(1) 子どもと高齢者の交通安全

(2) 自転車の交通安全

(3) 飲酒運転など悪質・危険な運転の根絶

(4) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

7 運動重点に関する主な推進項目

(1) 子どもと高齢者の交通安全

子どもとその保護者及び高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、子どもや高齢者等の交通弱者に対する保護意識の醸成を図り、子どもと高齢者の交通事故を防止する。

◆ 各種広報媒体を活用した「高齢者交通安全の日」（毎月15日）の普及啓発

◆ 児童・幼児とその保護者に対する夏休み時期を捉えた交通安全啓発・教育の促進

- ◆ 交通安全キーワード「こいぬのあしあと」の普及啓発
- ◆ 広報啓発活動を通じた高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
- ◆ 高齢の歩行者・電動車いす利用者・自転車利用者に対する街頭での交通安全指導、保護誘導活動の促進
- ◆ 70歳以上の運転者に対する高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用の促進と、全ての年齢層に対して高齢者マークを表示している自動車に対する保護義務の周知徹底
- ◆ 子どもと高齢者に対する思いやりのある運転等の促進
 - ◎ 目前の子どもや高齢者の危険な交通行動に対する声かけ運動の促進
 - ◎ 全ての年齢層に対する交通安全教育等の推進による交通ルール・交通マナーの習得及び理解向上と安全行動の促進
- ◆ 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール・交通マナーの習得及び理解向上と安全行動の促進
- ◆ 夕暮れ時と夜間における歩行中・自転車乗用中での反射材用品等の着用の促進

※ 交通安全キーワード

こ＝交通安全は家庭から
 い＝いつものみちでも とまる・みる・まつ
 ぬ＝ぬれたみちでは スリップちゅうい
 の＝のるときは ブレーキ・ライト だいじょうぶ
 あ＝あおしんごうでも みぎ・ひだり
 し＝シートベルトは カチッとなるまで
 あ＝あかるいふくと はんしゃざい
 と＝「止まれ」のばしょは いったんとまって みぎ・ひだり

(2) 自転車の交通安全

自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、車両としての交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為を防止する。

- ◆ 「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日交通対策本部決定）を活用した自転車利用者に対する交通ルール・交通マナーの周知と街頭指導の強化等による自転車の交通ルールの遵守徹底
 - ◎ 自転車の通行方法（車道の左側通行や路側帯通行は道路の左側に限られる等）の指導と歩道通行時における歩行者優先の徹底
 - ◎ 二人乗り、傘差し、携帯電話使用、ヘッドホン使用運転等の危険性の周知による安全通行の徹底
 - ◎ 夜間における前照灯の点灯の徹底並びに夕暮れ時等の早めの点灯及び反射材用品等の積極的な活用の促進
 - ◎ 交差点等における信号遵守、一時停止、安全確認の徹底
 - ◎ 児童・幼児の乗車用ヘルメット、幼児用座席に幼児を乗車させる際のシートベルト着用及び幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進
- ◆ 自転車の点検整備の励行
- ◆ 自転車の事故被害者の救済に資するための各種保険制度への加入促進

※ 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5 子どもはヘルメットを着用

(3) 飲酒運転など悪質・危険な運転の根絶

「飲酒運転は絶対に許さない兵庫」を実現し、飲酒運転を根絶するとともに、運転者の交通安全意識を高め、悪質・危険な運転の根絶を図る。

- ◆ 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動を通じ、飲酒運転の根絶に向けた家庭、職場、地域等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- ◆ 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進
- ◆ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
- ◆ 飲酒運転追放「三ない運動」（酒を飲んだら車を運転しない・運転する時は酒を飲まない・運転する人には酒を飲ませない）の徹底
- ◆ ハンドルキーパー運動（自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人を決め、その人が、仲間を自宅まで送り届ける運動）の推進
- ◆ 飲酒や無免許など、悪質・危険な運転により人を死傷させる行為に対する罰則が強化されたことについての周知徹底
- ◆ 暴走を「しない・させない・見に行かない」運動の推進

(4) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車乗車中における全ての座席でシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図る。

特に、チャイルドシートは年齢が上がるにつれて使用率が低下する傾向にあることから、幼児の保護者に対して、チャイルドシートの着用を呼びかける。

- ◆ 各種広報媒体を活用した、「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」（毎月15日）の普及啓発
- ◆ 全ての座席においてシートベルト又はチャイルドシートを着用しなければならないことの周知徹底
- ◆ シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性・効果に関する理解の促進及び正しい使用方法等の周知徹底